

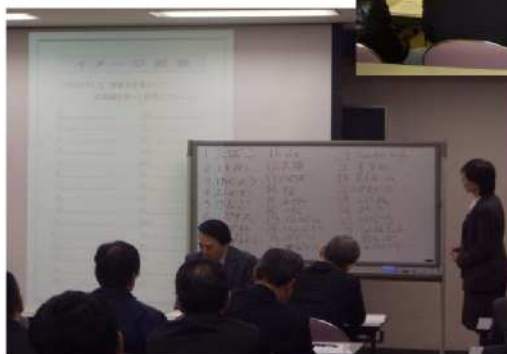
# みどり通信

第206号 2013. 6. 7

## CONTENTS

● 一言発言	P1	● 損害保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 一倉定 経営心得	P6	● あとがき	P10
● 社会保険	P7	● 営業カレンダー	P11
● 生命保険	P8		

4月18日に松木先生を講師  
にお招きし、セミナーを開催  
しました！



7月10日より全7回で「松木  
塾」がスタートします！！

お申し込みお待ちしております。

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、6月6日のホームページ掲載のものからです。

## 伝えることに手を抜かない・・・

日経トップリーダー6月号 42～45ページに書かれている『「社長の学校」売れない時代に売る』講師 ジャパネットたかた 社長 高田明氏 第3回 “伝えることに手を抜かない” の一部から…。

ジャパネットたかたでは、一昨年の12月から5回にわたり、テレビ通販番組で電気自動車を紹介。オンエア後の反響は大きく、なんと99台も成約したとのこと。数百万円の高額商品が通販で99台も売れるということは前代未聞。それだけ、高田社長の伝える力が大きかったようです。

「同じ商品でも伝え方次第で売れ行きは変わる・・・」が高田社長の持論だとか。伝え方のツボはどんな商品でも同じだそうです。大切なのはその商品を使うことで、毎日の生活がどんなふうになつたり、便利になつたりするかを示すこと。言い換えれば、「商品の先にある幸せ」をきちんと伝えていくことが重要とのこと。

テレビカメラを紹介したときは、

「ビデオカメラではお子さんだけでなく、親御さんも一緒に入って撮影して下さい。今から20年、30年たつてお子さんが大人になったとき、自分が小さかった頃の姿以上に、親が若いときの姿を見るほうがうれしいですよ」

商品の先にある幸せをうまく伝えられると、放送後、ツイッターなどで「まさにその通り」「自分もそうしよう」とお客様がつぶやいてくれるのだそうです。

最近では、調理家電と食品の組み合わせ販売も。カタログに動画を付けるという新しい伝え方も挑戦中とのこと。

ジャパネットたかたは、「素晴らしい商品を発掘して、世の中に伝えていくのが当社の役割。ありとあらゆる伝え方で商品の作り手の代わりに、こだわりや思いを届ける。そんな会社であり続けたいと思っています。」と述べています。

- 伝えることの大切さ・・・
- 伝え方のツボは同じ・・・
- それも伝え方は無限・・・



こだわりや思いやりを届ける会社でありたい・・・という言葉が印象的でした。伝えることに手を抜かないことの大切さを痛感した次第です。

今月25日（火）「お客様の思いに寄り添えるパーソンである為に」というテーマで、大分県からコンサルタントの竹下健治先生においでいただき講演をいただきます。

5月2日に、実際に東京でお聞きし、目からウロコの3時間でした。ぜひ、新潟にお出でいただき講演いただきたいと竹下先生にお願いしたところ、快くお引き受けいただき、実現する運びとなりました。

会場は、燕三条の地場産業振興センターリサーチコア7階で午後2時～5時まで。またとない機会です。ふるってご参加下さい。

詳しくは当事務所まで（電話0256-52-6869）！！

大切なのは、「どう伝えたかではなく、どう伝わったか」「価値観を共有してどう寄り添えるか」。

1人でも多くの方々のご参加をお待ちしています（定員70名ですのでお早めに）。

## 税 務

### 所得税の予定納税について

あっという間に6月になりました。今年ももうすぐ折り返しですね。

さて、今回は、一定の基準を満たしている方に今月通知され、来月7月と、その後11月に納税が必要となる、所得税の予定納税制度の内容についてお知らせさせていただきます。

#### ◇予定納税制度の概要について

予定納税制度とは、「予定納税基準額」が15万円以上である場合に、その年の所得税の一部をあらかじめ納付しなければならない、という制度です。

この「予定納税基準額」とは、その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算されます。

つまり、皆さんから提出いただいた確定申告書の内容が基礎となっているということになります。

#### ◇予定納税基準額の計算方法について

予定納税の必要があるか否かを判断する「予定納税基準額」の計算については、一般的には以下の(1)または(2)のようになります。

(1) 次の①②のいずれにも該当する場合は、前年分の申告納税額がそのまま予定納税基準額となります。

①前年分の所得金額のうちに、

- ・山林所得、退職所得等の分離課税の所得（上場株式の配当所得は除く）
- ・譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得

が無い

②前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けていない

(2) 上記(1)に該当しない場合は、

前述の①で列挙した臨時的な所得の金額が無かったとした場合の、前年分の課税総所得金額等をもとに計算した所得税の額（災害減免法の規定の適用を受けている場合は、適用が無かった場合の税額）から、源泉徴収税額を控除して計算した金額

つまり、特殊なものを除いたところでの計算で、通常の納税額がいくらとなるか、が基準となっています。

上記の（１）または（２）で計算された予定納税基準額が 15 万円以上になる人は、予定納税が必要となります。

この場合、予定納税額は、所轄の税務署長からその年の 6 月 15 日までに、書面で通知されます。

## ◇予定納税の納付額、納付期間について

予定納税は、上記で計算された「予定納税基準額」の 3 分の 1 の金額を、

- ・第 1 期分として、7 月 1 日から 7 月 31 日まで
- ・第 2 期分として、11 月 1 日から 11 月 30 日まで

の期間において、それぞれ納めていただくことになっています。

※ なお、特別農業所得者に該当する方については、この限りではありません。

特別農業所得者とは、その年の農業所得の金額が総所得金額の 70% を超え、かつ、その年 9 月 1 日以後に生ずる農業所得の金額が、その年中の農業所得の金額の 70% を超える者を言います。また、前年において特別農業所得者かどうかは、その年の 5 月 1 日の現況で判定します。

いわゆる、稲作農家の方等がこれに該当することになります。秋の収穫後にならないと収入が無かったりしますので、7 月の納税が困難である等の事情を考慮した税制となっています。

## ◇予定納税額の減額承認申請について

予定納税は、前年分を基準とした金額での所得税の前払ですから、いわゆる第 3 期に、確定申告書を提出・納付する際、その年分の一年間の所得税額から差し引いた金額を納付することになります。

そのため、第 1 期及び第 2 期の予定納税の 1 回あたりの金額よりも、第 3 期の確定申告での納付額が多かったり少なかったりしますし、また、場合によっては、所得の大幅な減少等により、予定納税で既に納めすぎになっており、確定申告で還付となるケースも考えられます。

予定納税した額が結果として多くても、最終的には還付で精算されるのですが、予定納税額の通知を税務署より受けている方のうち、廃業、休業又は業績不振等により、その年の 6 月 30 日の状況で、明らかに所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して、承認してもらうことにより、予定納税額を減額することができます。

具体的には、以下の通りとなります。

## < 手続対象者 >

予定納税の義務のある方のうち、次のような方などで、その年の「申告納税見積額」が予定納税額の計算の基礎となった「予定納税基準額」に満たなくなると認められる方

- ① 廃業や休業、失業をした方
- ② 業況不振などのため、本年分の所得が前年分の所得よりも明らかに少なくなると見込まれる方
- ③ 災害や盗難、横領により事業用資産や山林に損害を受けた場合
- ④ 災害や盗難、横領により事業用以外の資産に損害を受けたなどのため、雑損控除が受けられる場合
- ⑤ 多額の医療費を支出したため、医療費控除が新たに受けられる場合か、その控除額が増加する場合
- ⑥ 配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除等が新たに受けられる場合か、これらの控除の対象となる人が増加した場合
- ⑦ 社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除の控除額が増加する場合や、一定の寄附金を支出したため寄附金控除が受けられる場合
- ⑧ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除や政党等寄附金特別控除、認定NPO 法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、特定震災指定寄付金特別控除などが新たに受けられる場合か、これらの控除額が増加する場合

## < 提出時期 >

第1期及び第2期の減額申請については、その年の7月1日から7月15日までに提出する必要があります。

## < 添付書類 >

申告納税見積額の計算の基礎となる事実を記載した書類を1部提出する必要があります。

※ なお、第2期分のみ減額申請及び特別農業所得者の減額申請については、10月31日の状況により見積もって計算した「申告納税見積額」が「予定納税基準額(第1期で減額申請をしている場合は、その際の申告納税見積額)」に満たなくなると認められる場合に提出できます。

この場合、その年の11月1日から11月15日までの間に提出する必要があります。

今回は、ちょっと特殊な内容についてご紹介させていただきました。

判定の基準日から提出期限までがかなり短いですので、該当することが考えられ、予定納税の金額を減額したいとお考えの際は事前に当事務所スタッフまでお声掛けいただきます様、お願いいたします。

< 西丸 保幸 >

# 一倉 定の経営心得シリーズ

その二十五

今日の事業の収益は赤字でない限り  
社長にとって大した重要性はない。

大切なのは、あくまでも  
会社の将来の収益なのである。

過去の数字が優れているということは、過去において優れていたということであって、現在も将来も優れた企業であるという実証ではない。現在すぐれているかどうかは、企業の未来に対して、どのような決定がなされているか、によって決まるのである。

未来に対する正しい決定がなされている企業こそ、優秀企業なのである。  
いうまでもなく、その正しい決定とは、市場の変化の方向を正しくとらえ、顧客の要求を見きわめてこそ、はじめて行えるものである。：

ボンクラ社長は、今年のことだけ考えて、未来を考えない。優秀な社長は今年のこととは考えず、わが社の未来を考える。今年のこととは既に三年前に手を打っているからである。

# 社会保険 Q&A

## **Q** 取締役総務部長は被保険者になれますか？

先般の株主総会において総務部長が取締役に選任されました。今後は、給与は役員報酬のみとなりますが、この場合の雇用保険の資格はどうなるのでしょうか。もし、被保険者資格を喪失するのでしたら、従来の保険料はかけ捨てになるように思われますが、このような場合には保険料の還付は認められませんか。

**A** 雇用保険の被保険者であるためには、雇用保険法上の労働者でなければなりません。

ご質問の趣旨は、従来は雇用保険の被保険者として取り扱われてきた総務部長が取締役に選任され、総務部長を兼任することになった場合の雇用保険の取扱いに関するもののように思われます。最初に述べましたように、雇用保険の被保険者とされるのは、適用事業主に雇用される労働者、すなわち、事業主と雇用関係にある者に限られます。取締役は事業主との関係は委任関係に立つものであって、雇用関係ではありませんから、被保険者とならないものであります。

しかし、取締役であっても、ご照会の場合のように、支店長、工場長、部長など一般の従業員と同様の地位を兼ねている場合があります。このような場合には取締役としての地位のほか、従業員としての地位もあわせて有しているものでありますから、雇用保険では、報酬支払、勤務形態などの面からみて、労働者的性格が強いと判断されたときのみ、被保険者として取り扱うこととしております。

ご質問の事例には役員報酬のみが支払われるとのことであり、労働の対償として支払われたものとは認められませんので、雇用保険法上の労働者とは認められません。

次に、このような場合には、すでに納付した保険料の還付が認められるか、というご質問ですが、取締役に就任するまでの間は総務部長として、つまり労働者として適法に雇用保険の適用を受けていたものなので、従来の保険料の還付は認められません。

なお、このような場合における被保険者資格喪失原因は、取締役への就任により「離職以外の理由」として取り扱われます。しかし、当該被保険者資格喪失日以後（取締役に就任後）1年以内に雇用保険法上の失業状態になった場合には、雇用保険の保険給付を受ける資格を有するものであり、また前述の1年間に他の雇用保険の適用事業主に雇用され被保険者となった場合には被保険者であった期間が通算され、保険料は必ずしもかけ捨てとなるものではありません。



## 今回のテーマ

### 新潟県の先進医療について

今回は、新潟県で実施されている先進医療についてお知らせいたします。

先進医療とは、医療機関で研究・開発された新しい治療のうち、ある程度の実績が積み重ねられ、安全性などが確立され、保険適用することが適当かどうか検討される段階の医療技術です。

医療機関から治療内容ごとに厚生労働省に届け出された内容について、先進医療への承認可否が検討されます。

また、先進医療については一般診療（保険診療）導入の検討が厚生労働省にて行われ、適当と判断された治療内容は、一般診療に導入されます。その際、先進医療から削除することが適当と判断された技術は、自由診療（保険外診療）に戻されます。

## 先進医療を実施している医療機関一覧

実施している医療機関の名称	先進医療技術名
新潟大学医歯学総合病院	○骨髄細胞移植による血管新生療法 ○歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法 ○腹腔鏡下子宮体がん根治手術 ○実物大臓器立体モデルによる手術支援
新潟県立がんセンター新潟病院	○急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定
新潟市民病院	○硬膜外自家血注入療法
医療法人楽山会三島病院	○光トポグラフィー検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助
医療法人信眼会長岡眼科医院	○前眼部三次元画像解析
山口眼科医院	○多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術
石田眼科医院	○多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

※本データは平成25年4月26日更新の厚生労働省ホームページによるものです。

今回は新潟県の先進医療についてご紹介いたしました。詳細等ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。また、現在全額自己負担である先進医療の技術料を保障する保険も数多く出てきておりますのでお気軽にご相談下さい。

## 自動車保険の必要性

5月に入ってから交通死亡事故が多発し、新潟県でも「交通死亡事故多発警報」が発令されるほどとなり、6月に入っても減少傾向にありません。

ここで、再度、自動車保険の必要性を再確認したいと思います。

自動車事故を起こしてしまった時に加害者は「刑事上の責任」、「行政上の責任」及び「民事上の責任」の3つの責任を負うこととなります。

**刑事上の責任** ●業務上過失致死傷罪や危険運転致死傷罪などの適用を受け、懲役、禁固、罰金などの処罰が行われます。

**行政上の責任** ●行政処分として運転免許の取消や停止、減点、反則金などの処分が行われます。

**民事上の責任** ●不法行為によって他人に損害を与えた者は、その損害を賠償する責任を負うとされており、金銭で損害を賠償します。

※交通事故で他人を死傷させてしまった場合には、被害者やその家族を悲惨な生活に陥れてしまうばかりではなく、加害者もまた、高額な賠償責任を負うことになるのです。また、交通事故によるリスクは賠償責任だけではありません。おもなリスクを整理すると次のようになります。

### ●交通事故により想定されるリスクと保険

対 象	相 手		自 分	
ヒト	リスク	他人を死傷させてしまった場合の損害賠償責任	リスク	自らの死亡に対する治療費等
	保 険	自賠責保険 対人賠償保険	保 険	傷害保険
モノ	リスク	他人の財物を損壊してしまった場合の損害賠償責任	リスク	自分の車両の損壊の修理費等
	保 険	対物賠償保険	保 険	車両保険

※自動車保険に加入することが、自動車を運転する者にとって必要最低限の義務といえるでしょう。

担当 星野

# これからの研修

西川竹園高等学校を美しくする会

県立西川竹園高等学校

6月22日(土) 8:30 ~ 12:00

セミナー『お客様の思いに寄り添えるパーソンである為に』 講師：竹下健治氏

燕三条地場産業センター リサーチコア

6月25日(火) 14:00 ~ 17:00

原点の会 三条商工会議所

7月4日(木) 9:00 ~ 11:30

後継者塾 加茂商工会議所

7月4日(木) ~ 全11回

時間はいずれも 18:00 ~ 21:00

松木塾 加茂商工会議所

7月10日(水) ~ 全7回

時間はいずれも 17:00 ~ 21:00



## あ と が き

事務所では、定期的に書類整理の日を設けています。日々、きれいにしているつもりでもやり始めると廃棄する書類の山がたくさんできます。

仕事の整理整頓とは少し違いますが、1年ほど前に近藤真理恵さんの「人生がときめく片づけの魔法」という本を読んでから、私は片づけの方法が変わりました。それまでは、“これは必要”とか“いつか使うかも”という基準でなかなか物が捨てられずにいましたが、この本で紹介している“手にした物にときめきを感じるかどうか”という基準でタンスの片づけをしたところ、タンスに収納してあった洋服の半分近くがなくなり、とてもスッキリしました。

最近また、部屋の物が増えてきたので片づけをしたいと思います。自分がときめく物に囲まれて過ごす方が気分も上がり、幸せな気持ちになれますよね。

藤 井 茜

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

## 6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						



## 7月



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

### チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp